

# 長浜市議会会議録検索システム管理業務仕様書

## 1. 委託する業務の内容

市民に対し、より開かれた議会を目指し情報の公開を図るため、インターネットを通じて当市議会会議録を検索・閲覧するためのソフトウェア（会議録検索システム）をホームページのサイト上に開設し、その管理・運営を行い、当市に提供する。

なお、運営に必要な会議録テキストデータは、当市議会会議録データを利用する。

## 2. 見積内容

### ① システム利用料

会議録検索システムの利用料等（将来のバージョンアップ等にも対応できるようメンテ・サポート料も含めるものとする。）

利用料は、36か月分を算定し見積もること。

### ② 単年度分データ加工料

3年間の会議録変換データは10,821ページを算定し見積もること。

※1ページ当たりの文字数は、本文で約1,500文字程度とし、既存データから加工する。なお、導入時初期経費（当市ホームページサイトへの開設諸準備、マニュアル作成及び必要な研修に要する費用等）及び初期導入時データ加工料（平成11年第1回定例会以降の会議録データ）は、落札業者の負担とする。

予定数量（年度ごと）

年 度	対象期間	予定数量
令和8年度	9か月分	2,705ページ
令和9年度	12か月分	3,607ページ
令和10年度	12か月分	3,607ページ
令和11年度	3か月分	902ページ
合 計	36か月分	10,821ページ

## 3. 委託契約期間

契約締結日の翌日から令和11年6月30日までとする。ただし、契約締結の翌日から令和8年6月30日までは準備期間、令和8年7月1日から令和11年6月30日までは履行期間とする。

## 4. 委託契約金額

各項目の単価により契約を締結し、利用月数及び会議録頁数を乗じて得た額を予算の

範囲内で支払う予定とする。ただし、準備期間に発生した経費・データ加工料等については支払の対象から除く。

## 5. 長期継続契約

この契約は、「長浜市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年長浜市条例第248号）」に基づく長期継続契約に係る契約である。契約期間は約3年間とするが、議会の承認による債務負担行為を設定していないので、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算が削減される場合がある。この場合は契約を変更又は解除することになる。

## 6. 運用環境

- ① ソフト運用に必要なハード、その他システム構築等は受託者が用意し、検索システムデータ等を受託者のサーバーに登録する、いわゆるASP方式で提供できること。
- ② 当市のホームページから受託者サーバー上の当市議会会議録検索サイトにリンクする形で常時公開できること。
- ③ インターネット接続によるソフト使用の際の動作環境について保証できるネット環境を提供できること。また、Firefox、Safari、Google Chrome、Microsoft Edgeのいずれのブラウザでも使用可能であること。
- ④ クライアント無制限対応であること。
- ⑤ システム及びデータ等の保守管理については、サーバーの2重化やバックアップ電源等の設置によるシステムダウンの防止、ファイアウォール等の設置による不正アクセスの防御等、万全なセキュリティ対策で運用できること。
- ⑥ 24時間体制でのサーバー管理が可能であり、メンテナンス・セキュリティ等について当市の要望・条件等への対応ができること。
- ⑦ システムは常時良好な状態で稼働させるよう努め、システムの改良等があった場合は、速やかにプログラムの改訂等を行うこと。

## 7. 会議録検索システムの詳細仕様

### (1) システムの仕様及び基本設定

- ① 会議録全文を対象とした超高速検索システムであり、Web版の高機能検索・簡易検索機能及び検索利用統計情報機能が搭載されていること。
- ② 法令・経済・公用語・企業名用語・機関・団体名用語・時事用語・国会標準用事例等の表記カバーがなされているシソーラス辞書が標準搭載されていること。
- ③ 議会のライブ中継や議会映像の管理など情報公開時代に求められる拡張性、及び各種文書管理システムとの連携等の拡張性を備えていること。
- ④ 今後発生すると予想される事態・要望について迅速に対応し、目的にかなった問題解決策を提示できること。また、新たな追加費用がかからないように対処できる

こと。

## (2) 簡易検索システム

- ① 操作が簡易で見やすいシステムであること。
- ② シソーラス辞書が標準で搭載されていること。
- ③ 4語以上のキーワード検索、AND・OR検索が可能であること。
- ④ 検索結果には、会議録の実ページが必ず表示されること。
- ⑤ 議員名及び理事者名の指定が可能であること。
- ⑥ 政党名・会派名での検索指定のほか、理事者側個人名・肩書名での検索指定が可能であること。
- ⑦ 質問者・答弁者・会議・日程への前後ジャンプがワンクリックで可能であること。
- ⑧ 検索結果には、会議名だけでなくヒット発言者名も同時に表示可能であること。
- ⑨ 表示している会議録のダウンロード、印刷ができること。
- ⑩ 他市の会議録の横断検索ができること。

## 8. サービスの提供期間と業務行程

- ① 本サービスの提供の開始は、令和8年7月1日とし、受託者は、準備期間に会議録データをもとにデータ加工を行うこととする。
- ② 加工作業と並行して、トップ画面・リンクの方法・ソフトのカスタマイズ等、事前調整作業を本市議会事務局と協議の上進め、本稼働に必要な準備（テスト稼働・職員研修・使用マニュアル等の各種ドキュメント）を行う。
- ③ 本稼働後、加工データのシステム追加とデジタルベース化データ（CD等）の納品及びシステムカスタマイズ等については、本市の要請に応じて随時対応することとする。
- ④ 詳細等については、本市と受託者双方において協議して定めることとする。

## 9. 定期報告

受託者は、利用者からのアクセス回数・不正アタック等のセキュリティ障害・事故報告等について、月1回定期的に本市に報告する。

## 10. サービス停止への対応

システムの保守作業等、一時的にサービスの停止を行う場合、事前に本市に報告し本市の指示を受けると同時にインターネット上への掲示等の手段を講じること。また、不正アクセス等によりシステムダウンが生じた場合も同様に報告する。なお、メンテナンス・セキュリティ対策の不備によりシステムダウンが生じた場合、受託者はダウン期間に応じた損害賠償金を本市に支払うものとする。

## 11. その他

電子化した会議録の所有権は、長浜市に属するものとする。

システム管理経費については、特別な事情がない限り、単価の増額を認めないものとする。ただし、減額についてはこの限りでない。

この仕様書に定めのない事項は、当市と受託者双方において協議して定めることとする。